Ｚ―76 再―Ｆ

消費税法　試験問題

〔注意事項〕

１．試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。

２．この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味２時間です。

３．試験時間終了前に受験を終了すること（途中退室）は認めません。

４．「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。

５．試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。

６．答案の作成には、必ず黒又は青のインキ（ボールペンを含む。以下同じ。）を用いてください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。

７．答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙（第一問用及び第二問用）に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。

８．答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。

９．解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。

なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。

10．問題文に指示しているものを除き、令和８年４月３日現在の施行法令等によって出題されています。

11．試験問題の内容についての質問にはお答えしません。

12．この問題のページ数は、「Ｆ１～Ｆ11」です。

13．計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔**第一問**〕 ― 50 点―

問１（15 点）

資産の貸付けに関して、(1)及び(2)の問に答えなさい。

(1) 消費税の課税対象とされる資産の貸付けの範囲及び資産の貸付けが国内で行われたかどうかの判定について、それぞれ簡潔に述べなさい。

（注） 資産の貸付けが国内で行われたかどうかの判定について、消費税法施行令に定める事項に触れる必要はない。

(2) 消費税が非課税とされる土地の貸付け及び住宅の貸付けについて簡潔に述べなさい。

（注） 消費税法施行令に定める事項についても触れること。

問２（35 点）

次の(1)～(4)の問に答えなさい。

(1) Ａは、これまで工業用製品の製造会社に勤務していたが、自身が持つ特許や培った技術等を活かして独立し、令和８年 10 月に個人事業者として工業用部品製造業を開始した。Ａは、同年 10 月末時点において、消費税に関する届出書及び申請書は何ら提出していないところ、同年 12 月１日に機械設備の購入を予定しており、令和８年分の消費税の確定申告において、当該機械設備の仕入れに係る消費税額の控除不足額について還付を受けたいと考えている。

消費税法上、Ａはどのような手続きを採ることで還付を受けることができるか。なお、採り得る方法が複数ある場合には、それぞれについて述べなさい。

（注） 課税期間の特例（消費税法第 19 条第１項第３号から第４号の２までに規定する期間）について触れる必要はない。

(2) 国内に本店を有する株式会社Ｂ（国外に支店等は有していない。）は、国外から雑貨を輸入して国内で販売している。輸入する雑貨は、外国法人Ｘに現地の市場調査を委託し、国外の販売動向も踏まえて選定している。Ｂは、輸入品の購入代金及び委託料の支払いのため、輸入先国の銀行（国内に支店等は有していない。）に預金口座を開設して輸入先国の通貨を預け入れ、当該預金口座から生じた利息を受領した。

当該利息に係る取引に対する消費税法令の適用について述べなさい。

(3) 個人事業者Ｃは、企業の Web サイトやロゴ制作などを手掛ける Web デザイン広告業を営んでいる。令和４年５月の事業開始以来、免税事業者であったが、令和８年１月１日から適格請求書発行事業者の登録を受け課税事業者となった。Ｃは、令和８年６月に外国法人Ｙ（国内に支店等は有していない。）に Web 上での広告配信を委託し、委託料を支払っている。

Ｃが、令和８年 12 月期の課税期間（令和８年１月１日から同年 12 月 31 日まで）の消費税について、いわゆる２割特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 51 条の２の規定による小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置をいう。）を適用

して確定申告を行う場合、Ｙに支払った当該委託料に係る取引に関して、消費税法令に基づき、どのように扱うべきか述べなさい。

（注）　２割特例の適用を受けるための要件は全て満たしているものとする。

⑷　課税事業者であるＤは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に基づく公益認定を受けた公益財団法人であり、スポーツ教室などによる事業収入のほか、マラソン大会を主催し、参加者から寄附金及び大会への参加料を収受している。Ｄの収入全体に占める寄附金収入の割合は 15％であり、寄附金収入はその全てをマラソン大会の運営経費（課税仕入れ）に充てている。

Ｄは、簡易課税制度の適用及び適格請求書発行事業者の登録は受けていないところ、Ｄの当課税期間における課税売上高が５億円以下、かつ、課税売上割合が 95％以上である場合、消費税法令に基づき、Ｄの仕入控除税額はどのように計算されるか述べなさい。

（注）１　消費税法令に定める用語の意義について触れる必要はない。

２　消費税法令に定める経過措置により旧税率が適用される取引は行っていない。また、消費税法上の棚卸資産及び調整対象固定資産に該当する資産の課税仕入れ、仕入れに係る対価の返還、他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る課税仕入れ及び適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れはないものとする。

３　当課税期間の調整割合（消費税法施行令第 75 条第４項第１号ロに規定する調整割合をいう。）と当該課税期間における通算調整割合（消費税法施行令第 75 条第６項に規定する通算調整割合をいう。）との差は 100 分の 20 以上でないものとする。

〔**第二問**〕 ―50点―

【計算に当たっての前提事項】

⑴ 会計帳簿における経理については、全て消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含んだ金額により経理(税込経理)している。

⑵ 取引等は、特に指示のある場合を除き、次のとおりとする。

・ 国内において行われたものとする。

・ 課税仕入れの相手方は、適格請求書発行事業者であるものとする。

・ 課税仕入れは、1回の取引に係る課税仕入れの支払対価の税込金額が1万円未満であることが明らかなものを除き、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第53条の2の規定《請求書等の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置》の適用対象とならないものとする。

・ 他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等は無いものとする。

・ 収入及び支出において消費税等の経過措置により旧税率が適用される取引は無いものとする。

・ 「飲食料品」とは、食品表示法(平成25年法律第70号)第2条第1項に規定する食品(酒税法(昭和28年法律第6号)第2条第1項に規定する酒類を除く。)をいうものとする。

⑶ 課税標準額に対する消費税額の計算は消費税法第45条第5項《消費税額の積上げ計算》の規定の適用を受けないものとし、課税仕入れに係る消費税額の計算は消費税法施行令第46条第3項《課税仕入れに係る支払対価の合計額から割り戻す方法による消費税額の計算》の規定の適用を受けるものとする。

⑷ 仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の計算は消費税法施行令第52条第1項《仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の計算の特例》の規定の適用を受けないものとし、売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算は同令第58条第1項《売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算の特例》の規定の適用を受けないものとする。

⑸ 確定申告により納付すべき消費税額(以下「納付税額」という。)又は還付を受けるべき消費税額(以下「還付税額」という。)の計算に当たって、消費税法令の規定に基づき適用される計算方法が2以上ある事項については、それぞれの計算方法による計算結果を示し、納付税額が最も少なくなる又は還付税額が最も多くなる方法を採用するものとする。

⑹ 設立以来課税事業者であり、「消費税課税事業者選択届出書」(消費税法第9条第4項に規定する届出書)、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」(同法第19条第1項に規定する届出書)、「消費税簡易課税制度選択届出書」(同法第37条第1項に規定する届出書)、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」(同法第42条第8項に規定する届出書)、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」(同法第57条の2第10項に規定する届出書)及び「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」(消費税法施行令第47条第1項に規定する申請

書)を提出したことはない。

(7) 個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われている。なお、課税仕入れ、特定課税仕入れ及び保税地域からの引取りに係る課税貨物について、課税資産の譲渡等にのみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等(以下「その他の資産の譲渡等」という。)にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの(以下「共通課税仕入れ」という。)の区分については、特に指示のある場合を除き、資産の譲渡等との対応関係が明確であるものは、課税資産の譲渡等にのみ要するもの又はその他の資産の譲渡等にのみ要するものとし、これら以外のものは共通課税仕入れとする。

(8) 国内において行われた課税資産の譲渡等で消費税が免除される取引及び資産の輸出については、必要な手続きは全て行われており、必要な書類等は法令に従って適正に保存されているものとする。

(9) 課税仕入れ等については、その事実を明らかにした帳簿及び請求書等が法令に従って適正に保存されており、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ等について所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条《適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置》及び第53条の規定《適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置》の適用があるものについては、同規定に定める適用要件を満たしている。

問

甲株式会社(令和5年10月1日から適格請求書発行事業者に該当している。以下「甲社」という。)は、不動産業及びスポーツジム事業を営む3月決算法人である。甲社の令和8年4月1日から令和9年3月31日までの課税期間(以下「当課税期間」という。)における取引の状況等は、次の**【資料】**のとおりである。

甲社の当課税期間における納付税額又は還付税額について、この**【資料】**に基づき、答案用紙の指示に従って「Ⅰ　課税標準額に対する消費税額の計算」、「Ⅱ　仕入れに係る消費税額の計算等」、「Ⅲ　差引税額又は控除不足還付税額の計算」、「Ⅳ　中間納付額の計算」及び「Ⅴ　納付税額又は中間納付還付税額の計算」において、それぞれの計算過程(内容を明示し、判断を要する部分については、その理由を含む。)を示して答えなさい。

【資料】

損　益　計　算　書　　（単位：円）

自令和８年４月１日　至令和９年３月31日

Ⅰ	売上高		
	不動産事業収入	394,376,778	
	スポーツジム事業売上高	29,480,313	423,857,091
Ⅱ	売上原価		
	不動産事業売上原価	149,153,331	
	スポーツジム事業売上原価	19,730,116	168,883,447
	売上総利益		254,973,644
Ⅲ	販売費及び一般管理費		
	役員報酬	19,807,400	
	給料手当	89,820,681	
	法定福利費	13,207,834	
	福利厚生費	1,184,715	
	退職金	24,886,084	
	広告宣伝費	23,920,402	
	支払手数料	4,209,749	
	旅費交通費	4,931,922	
	通信費	3,543,434	
	接待交際費	6,686,323	
	支払リース料	3,920,540	
	減価償却費	25,616,167	
	地代家賃	4,440,000	
	修繕費	7,556,858	
	保険料	6,295,363	
	租税公課	5,607,567	
	水道光熱費	4,837,630	
	寄附金	100,000	
	雑費	6,194,638	256,767,307
	営業利益		△ 1,793,663
Ⅳ	営業外収益		
	受取利息配当金	73,513	
	償却債権取立益	58,600	
	保険収入	2,500,000	2,632,113

Ⅴ 営業外費用		
支払利息	20,303,292	
貸倒損失	484,400	20,787,692
経常利益		△ 19,949,242
Ⅵ 特別利益		
固定資産売却益	91,679,898	
土地収用益	61,000,000	152,679,898
Ⅶ 特別損失		
借地権売却損	4,647,954	4,647,954
税引前当期純利益		128,082,702

【損益計算書に関する付記事項】

イ 「不動産事業収入」の内訳は、次のとおりである。

㈠ 事務所として賃貸しているテナントビルの賃貸料収入 211,713,148 円

上記には、外国大使館に対して任務に必要なものとして申込みを受けて貸し付けているもの 4,460,000 円が含まれている。

㈡ 居住用として賃貸しているマンションの賃貸料収入 56,730,100 円

上記は貸付期間が１ヶ月超の契約である。

㈢ 民泊サービス用として賃貸しているマンションの賃貸料収入 1,950,000 円

㈣ 海外に所有しているテナントビルの賃貸料収入 6,200,000 円

㈤ 水道光熱費として上記(イ)のテナントビル(外国大使館に貸し付けているものは含まない。)の賃借人から収受した共益費収入 10,956,430 円

㈥ 従業員に対し、居住用の家屋(通常収受すべき家賃 1,800,000 円)を低額で貸し付けたことにより収受した金額 360,000 円

なお、甲社の役員に対し、居住用の家屋を無償で貸し付けている。当該家屋の通常収受すべき家賃は 3,000,000 円である。

㈦ アスファルト敷の月極の駐車場(駐車スペースが区画されている。)の利用料収入 40,984,300 円

上記には、外国大使館に対して任務に必要なものとして申込みを受けて貸し付けているもの 180,000 円が含まれている。

㈧ 30 分単位で料金を設定している駐車場の利用料収入 8,874,400 円

㈨ 更地を近隣工事用の資材置き場として２週間貸し付けたことにより収受した金額 176,000 円

㈩ 借地権に係る更新料を収受した金額 4,760,000 円

(ﾙ) 土地及び建物の売買に係る仲介手数料を収受した金額　51,672,400円

上記には、税務調査において、前期に計上すべきものとされた仲介手数料3,760,200円が含まれている。

ロ 「スポーツジム事業売上高」の内訳は、次のとおりである。

(ｲ) 入会金(返還しないもの)収入　1,560,000円

(ﾛ) 月々の会費収入　24,892,786円

会費収入には、甲社の従業員に通常価格1,440,000円であるものを144,000円の低額で利用させているものが含まれている。

(ﾊ) 持ち帰り用栄養補助食品等の飲食料品の販売　3,001,760円

(ﾆ) 事業所において、災害支援に関する寄附を募り、利用者から収受した金額　25,767円

ハ 「不動産事業売上原価」の内訳は、次のとおりである。

(ｲ) 土地所有者に支払ったアスファルト舗装をした土地の賃借料　22,000,000円

(ﾛ) テナントビルの所有者に支払ったテナントビルの賃借料　36,548,900円

(ﾊ) 居住用賃貸マンションの所有者に対して支払った賃借料　17,896,500円

上記は、甲社が所有者から居住用賃貸マンションを賃借し、甲社が入居者に対して居住用として貸し付けているものである。

(ﾆ) テナントビル及び居住用賃貸マンションの警備業者及び清掃業者に支払った業務委託料　37,659,050円

(ﾎ) 固定資産税　9,674,500円

(ﾍ) 減価償却費　10,031,251円

(ﾄ) テナントビル及び居住用賃貸マンションで使用する内装備品の購入金額　15,343,130円

上記には、甲社が輸入し、保税地域から引き取った内装備品に係るもの4,166,630円が含まれている。甲社は、前課税期間から輸入内装備品について、全て消費税法第47条第3項に規定する特例申告による輸入を行っており、引取りに係る申告については、貨物を引き取った日の属する月の翌月末日に申告及び納付を行っている。税関に納付した税額の資料は、以下のとおりである。

引き取った月	税関に納付した税額
令和8年3月	消費税額31,200円及び地方消費税額8,800円
令和8年4月から令和9年2月	消費税額279,000円及び地方消費税額78,600円
令和9年3月	消費税額45,900円及び地方消費税額12,900円

ニ 「スポーツジム事業売上原価」の内訳は、次のとおりである。なお、スポーツジム事業に係る費用については、全て当該勘定科目を使用している。

(ｲ) スポーツジム事業に係る給与及び賞与並びに社会保険料　3,859,005円

(ﾛ) 設備保守に関する業務委託料　8,568,700円

(ハ) 栄養補助食品等の飲食料品の購入額　1,453,231円

(ニ) 減価償却費　979,050円

(ホ) 広告宣伝費　4,135,600円

(ヘ) スポーツジム雑費(全額課税仕入れに該当する。)　734,530円

ホ 「役員報酬」及び「給料手当」には、通常必要と認められる通勤手当8,922,956円が含まれている。

ヘ 「福利厚生費」は、従業員に対する健康診断の費用160,600円及び飲食料品の購入費用626,115円並びに慶弔規定に基づくお祝い金、香典等で現金で支出した398,000円の合計金額である。

ト 「退職金」は、役員に対して支給したもの15,500,000円及び従業員に対して金銭で支給したもの9,386,084円の合計金額である。なお、役員に対する退職金のうち2,000,000円分については、甲社が所有する国内に所在するゴルフ場のゴルフ場利用株式(時価5,400,000円、帳簿価額2,000,000円)を支給しており、それ以外については金銭で支給している。

チ 「広告宣伝費」の内訳は、次のとおりである。

(イ) 顧客獲得のための雑誌広告の掲載料及びチラシ作成配布費用　2,774,192円

(ロ) インターネット広告の掲載料　19,760,210円

上記は、国外事業者に対して支払ったものである。当該インターネット広告業務は、事業者向け電気通信利用役務の提供に該当する。

(ハ) 甲社のホームページの運営費用　1,386,000円

上記は、国内事業者に対して支払ったものである。

リ 「支払手数料」の内訳は、次のとおりである。

(イ) 国外事業者に対して国外不動産に関する調査を依頼した委託料　1,574,100円

当該依頼は、海外出張時に依頼し結果を受け取っていたものであり、また当該国外事業者は国内拠点を有していない。

(ロ) 売掛金の回収時に控除された振込手数料(売上げに係る対価の返還等に該当する。)2,420円

(ハ) その他(全額課税仕入れに該当する。)　2,633,229円

上記には、適格請求書発行事業者以外の者に支払った金額436,954円(全て令和8年9月30日までの取引である。)が含まれている。

ヌ 「旅費交通費」の内訳は、次のとおりである。

(イ) 従業員に対する国内出張旅費(旅行に通常必要と認められる金額)　1,273,111円

上記には、宿泊施設へ支払った宿泊税13,000円(領収書等で明確に区分されている。)が含まれている。

(ロ) 海外出張に係る旅費及び航空券代(旅行に通常必要と認められる金額)　2,568,811円

上記には、国内空港旅客サービス施設利用料8,200円が含まれている。

(ハ) 従業員へ支払った日当(旅行に通常必要と認められる金額)　1,090,000円

上記の金額は、上記(イ)の国内出張に対するもの237,000円及び上記(ロ)の海外出張に対するもの853,000円の合計金額である。

ル　「通信費」には、国外での使用分 78,654 円が含まれており、これ以外は全額課税仕入れに該当する。

ヲ　「接待交際費」は、次のとおりである。

㈠　飲食店での飲食代　4,511,273 円

上記には、適格請求書発行事業者以外の者に支払った金額が 1,157,304 円（全て令和 8 年 9 月 30 日までの取引である。）含まれている。

㈡　贈答用品の購入代金（飲食料品は含まれていない。）　1,398,650 円

㈢　贈答用の商品券の購入代金　200,000 円

㈣　ゴルフプレー代　576,400 円

上記には、ゴルフ場利用税 22,000 円（領収書等で明確に区分されている。）が含まれている。

ワ　「支払リース料」は、本社の業務システムのリース（令和 8 年 4 月に契約し引渡しを受けたもので、所有権移転外のファイナンス・リース取引であり税法上のリース取引に該当する。）に係るもの 2,640,000 円であり、残額は本社における車両のリース（令和 6 年 2 月に契約し引渡しを受けたもので、オペレーティング・リース取引に該当する。）である。なお、甲社は、これらのリース料については、継続して賃貸借取引に係るものとして会計処理を行っており、その支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとする処理を行っている。

カ　「修繕費」には、テナントビル及び居住用賃貸マンションにおいて発生した台風災害につき受取保険金で賄った修繕費が 2,039,500 円含まれており、これ以外は全額課税仕入れに該当する。

ヨ　「寄附金」は、全額災害への見舞金として公益法人に対して支出した金額である。

タ　「雑費」の内訳は次の通りである。

㈠　顧問税理士に支払った報酬　2,400,000 円

㈡　定期購読している新聞（日刊紙）の購読費用　182,700 円

㈢　上記㈡の電子版の購読費用　93,300 円

㈣　国内の不動産取得時に近隣対策費用として国内の事業者に対して支出した使途秘匿金　3,000,000 円

㈤　その他（全額課税仕入れに該当する。）　518,638 円

レ　「受取利息配当金」は、国内金融機関からの預金利息 13,545 円、国内信託会社からの公社債投資信託の収益分配金 32,168 円及び内国法人からの株式配当金 27,800 円の合計額である。

ソ　「償却債権取立益」は前々課税期間における国内の事業者に対するテナントビルの賃貸料収入に係る売掛金について、前課税期間に貸倒れ処理したものを当課税期間に回収した金額である。

ツ　「保険収入」は、テナントビル及び居住用賃貸マンションにおいて発生した台風災害に係る受取保険金である。

ネ　「支払利息」には、運転資金の調達に係るシンジケートローンの融資組成に伴う手数料 12,000,000 円が含まれている。

ナ　「貸倒損失」は、前々課税期間における国内の事業者に対するテナントビルの賃貸料収入に係

る売掛金 664,400 円が貸倒れとなり、当該事業者から受け取っていた敷金 180,000 円とを相殺した金額である。

ラ 「固定資産売却益」は、次の取引から生じたものである。

㈠ 車両を売却したことによる収入金額が 1,973,116 円あり、当該金額には、購入時に前渡金として経理したリサイクル料金（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）に基づくもの。以下同じ。）12,050 円が含まれている。

㈡ テナントビルを令和 9 年 1 月 31 日付で売却したことによる収入金額が 320,000,000 円あり、売買契約書には土地 240,000,000 円、建物 80,000,000 円の記載がある（いずれも合理的な基準に基づき算定された金額である。）。これ以外に固定資産税清算金 332,783 円（土地部分 142,550 円、建物部分 190,233 円）を受け取り、当該勘定科目に計上している。なお、仲介手数料 10,466,000 円、収入印紙代 160,000 円は売却収入から差し引き、売却益を計上している。

ム 「土地収用益」の内訳は、次の通りである。

㈠ 土地収用法に基づき受け取った建物に係る対価補償金	45,000,000 円
㈡ 土地収用法に基づき受け取った駐車場事業に係る移転補償金	16,000,000 円

ウ 「借地権売却損」は、普通借地権（帳簿価額 23,660,976 円）を地主に対して 19,730,116 円で売却したことに伴うもの及び仲介手数料 717,094 円の合計金額である。

ヰ 「地代家賃」及び「水道光熱費」は、全て課税仕入れに該当する。

ノ 「役員報酬」、「給料手当」、「福利厚生費」、「広告宣伝費」、「支払手数料」、「旅費交通費」、「通信費」、「接待交際費」、「地代家賃」、「修繕費」、「水道光熱費」及び「雑費」のうち課税仕入れとなるものは、共通課税仕入れに該当する。

【固定資産の取得に関する事項】

イ 令和 6 年 4 月に本社ビルを 353,100,000 円で取得している。契約書には土地 181,500,000 円、建物 171,600,000 円（いずれも合理的な基準に基づき算定された金額である。）の記載がある。これ以外に固定資産税等清算金 592,673 円（土地部分 282,960 円、建物部分 309,713 円）と仲介手数料 10,653,000 円（土地部分 5,859,150 円、建物部分 4,793,850 円）を取得価額に加算した。

ロ 令和 6 年 10 月に 5 階建ての居住用賃貸マンションを 459,854,100 円で取得している。契約書には土地 161,754,100 円、建物 298,100,000 円（いずれも合理的な基準に基づき算定された金額である。）の記載がある。甲社は、令和 8 年 10 月に、当該マンションの一部（1 階部分）において民泊サービス（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に規定する住宅宿泊事業）を開始した。居住用賃貸部分の賃料合計額は 10,050,000 円（**損益計算書に関する付記事項**イ㈡に含まれているもの）であり、民泊サービスの用に供した部分の賃料は 1,950,000 円（**損益計算書に関する付記事項**イ㈠に掲げたもの）である。

ハ 令和 7 年 5 月 1 日に 3,621,500 円（設置費用が 16,500 円含まれている。）で購入した居住用賃貸マンション管理専用のコンピュータについて、令和 8 年 4 月 1 日からスポーツジム事業専用

にその使用目的を変更している。なお、令和９年３月末においても稼働している。

ニ　令和８年６月に不動産事業において使用する新車を3,710,420円で購入した。購入の際に支払ったリサイクル料金16,630円のうち資金管理料金290円は購入時の費用(損益計算書上の支払手数料に含まれている。)とし、残額は前渡金として会計処理を行った。

ホ　令和９年２月に海外に所在する建物を75,341,124円で購入した。購入の際に現地で要した諸経費4,341,507円も含めて全額建物として会計処理を行った。

【その他の事項】

イ　甲社は、令和８年12月１日付で営業の一部(売掛金310,400円、建物35,989,760円、土地149,487,012円)を分割し、子会社として株式会社乙社を設立した。

ロ　甲社の前課税期間及び前々課税期間における課税売上割合は、次のとおりである。

（単位：円）

課税期間	自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日	自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日
課税売上割合	338,821,815 392,994,729	322,600,223 380,734,102

（注）　甲社は、前課税期間及び前々課税期間において、個別対応方式(消費税法第30条第２項第１号に規定する計算方法)により仕入れに係る消費税額等の計算を行っている。

ハ　甲社の前課税期間に係る消費税額は、次のとおりである。

前期確定消費税額　（単位：円）

申告年月日	区分	金額
令和８年５月31日	確定額	15,767,700
令和８年９月20日	修正申告	780,000（増加）